

## 入間市立図書館紙芝居舞台貸出取扱要領

### 1 貸出の要件

入間市立図書館の発行する利用者カードを所持している個人及び団体は、入間市立図書館が所有する紙芝居舞台の貸出を受けることができる。

### 2 貸出の申請

紙芝居舞台の貸出を受ける場合には、個人の場合は利用者本人、団体の場合は団体の構成員が、紙芝居舞台借用申請書を入間市立図書館本館カウンターまで提出しなければならない。ただし、館長が特に認める場合は、この限りではない。

### 3 貸出について

貸出については、以下の表のとおりとする。なお、受取および返却については原則、入間市立図書館本館カウンターのみでの対応とし、郵送対応は行わない。

また、貸出期間の延長は不可とする。

種 類	管理番号	備 考	貸出点数	貸出期間
紙芝居舞台	1	通常サイズ用	貸出不可	
	2		1点	貸出日の翌日から 14日以内
	3			
	4			
	5			
	6			
	7	大きいサイズ用 枠のみ	1点	
大型紙芝居舞台 ※団体のみ貸出可	1	大型紙芝居用	貸出不可	
	2		1点	貸出日の翌日から 14日以内

#### 4 貸出の予約について

紙芝居舞台の貸出を受ける際は、使用する日の前月から予約をすることができる。予約については入間市立図書館本館カウンターにて行うものとし、郵送、電話及び電子メールでは受け付けない。

#### 5 貸出物品の管理について

貸出を受けた物品の管理は、各個人又は団体の責任において行うものとする。貸出中に物品を著しく汚損、破損、又は紛失した場合は、貸出を受けた個人又は団体が弁償するものとする。ただし、館長が特に認める場合は、この限りではない。

6 貸出を受けた物品は、営利目的で使用することはできない。

7 この要領に定めるもののほか、館長が特に必要と認める事項は、別に定める。

8 この要領は、令和8年4月1日から適用する。